

執筆者紹介

小林 祐紀（本学講師）

大野 正博（本学教授）

朝日法学論集

第49号

2017年4月20日 印刷

2017年4月25日 発行

発行人 大野正博

発行所 朝日大学法学会

岐阜県瑞穂市穂積1851

朝日大学内

〒501-0296

電話058(329)1111(代)

印刷 太洋社

(役員解任)

第12条 会長は、役員が次の各号に該当するときは、総会の同意を得て、解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えられないと認められるとき
- (2) 職務怠慢その他、役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(会議)

第13条 会議は、総会及び役員会とする。

(総会)

第14条 総会は、正会員で構成する。

- 2 通常総会は、毎年度1回招集しなければならない。
- 3 会長は、臨時総会を招集することができる。構成員の3分の1以上の署名による請求があった場合は、会長は招集を決定しなければならない。
- 4 会長は、総会の議長となり、議事を進行する。ただし、会長に事故あるときは、役員の中から会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。
- 5 総会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。ただし、委任状をもって出席とすることができるものとする。
- 6 総会は、次の各号に掲げる事項を議決する。
 - (1) 年度事業計画及び予算
 - (2) 年度事業報告及び決算の承認
 - (3) 役員を選任に係る事項及び役員解任に係る事項
 - (4) 会員の除名に関する事項
 - (5) 会則の改正に関する事項
 - (6) 本会の解散に関する事項
 - (7) その他、本会の運営に関する重要事項
- 7 議事は、前項第4号を除き、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。前項第4号については、出席者の3分の2以上の議決を必要とする。

(役員会)

第15条 会長は、必要に応じて役員会を随時招集することができる。役員3分の1以上の署名による請求があった場合は、会長は招集を決定しなければならない。

- 2 役員会は、役員3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、委任状をもって出席とすることができるものとする。
- 3 役員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 本会の運営に必要な事項
 - (2) 総会の運営に関する事項
 - (3) 総会から委嘱を受けた事項
 - (4) 本会の会費に関する事項
 - (5) その他、前4号に準ずる事項
- 4 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会費)

第16条 会員は、所定の会費を納めるものとする。

(経費)

第17条 本会の経費は、会費・補助金・寄付金及びその他の収入をもって、これに充てる。

(事業年度)

第18条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附則

本会則は、昭和63年7月6日から施行する。

附則

この改正は、2015年4月1日から施行する。

